


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 25年 6月 27日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名				
埼玉県(株)ポーク養豚事業者による低タンパク配合飼料による豚のふん尿処理からの N ₂ O 排出抑制				
【依頼者】 プロジェクト代表事業者				
事業者名(フリガナ)	一般社団法人地球環境技術協会 (イッパンシャダンホウジンチキユウカンキョウキジュツキョウカイ)			
住所	東京都千代田区内神田 2-13-8 BMビル 3F			
代表者氏名	石渡 隆司	代表者役職		代表理事
担当者氏名	山下 則夫	担当者 所属部署・役職		理事
担当者 E-mail	yamashita@geta.or.jp	担当者電話番号	03-5298-6675	
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者				
プロジェクト事業者名				
プロジェクト参加者名				
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者				
事業者名(フリガナ)	一般社団法人地球環境技術協会 (イッパンシャダンホウジンチキユウカンキョウキジュツキョウカイ)			
妥当性確認・検証機関				
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社			
検証機関名	SGS ジャパン株式会社			

プロジェクト情報																					
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0201																				
プロジェクト登録日	2012.3.26																				
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>【目的】 肥育豚において、低タンパク配合飼料を利用し、従来の飼育の代替することにより粗タンパク質(CP 値)率を軽減させることで、ふん尿処理からの N₂O 排出を抑制させ二酸化炭素の排出削減を図り、オフセット・クレジット化(J-VER)を目指す。 創出されたクレジットを販売することにより、新たな温暖化対策事業に充てるほか、「オフセット豚」としての養豚事業者への活性化の事業を検討する。</p> <p>【内容】 低タンパク配合飼料として把握可能な飼料を購入し、従来通りの排出管理および日本飼養標準に準じる飼料配給量の下、対象肥育豚 3,000 頭前後において約 100 日間の低タンパク配合飼料を給与し、一定期間において生産記録を把握する。 排泄物中の窒素含有量は日本国インベントリのデフォルト値を適用する。</p> <p>【適格性基準との整合性】 適用方法 L001 ver3.0 低タンパク配合飼料利用による豚のふん尿処理からの N₂O 排出抑制 条件 1.肥育豚 3,000 頭 条件 2.慣用飼料:協同飼料(株)「めぐみ肉豚 78」CP 値 14.5%以上を使用 条件 3.排泄物管理は、堆積発酵で変化なし 条件 4.低タンパク飼料:協同飼料(株)「めぐみ肉豚 60」CP 値 12.0%以上使用 条件 5.飼料種類は固定で、月 250t-300tの給餌で既設飼養に変化なし 条件 6.日本飼養標準に準じる 条件 7.ライフサイクルにおいて GHG 排出量が同等以下である</p> <p>【法令遵守状況】 該当しない</p> <p>【採用技術】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シヨベルローダー WA-100</td> <td>コマツ</td> <td>10 年</td> <td>平成 19 年(2007)</td> <td>堆肥拡販用</td> </tr> <tr> <td>シヨベルローダー WA-30</td> <td>コマツ</td> <td>7 年</td> <td>平成 20 年(2008)</td> <td>堆肥除去用</td> </tr> <tr> <td>シヨベルローダー WA-30</td> <td>コマツ</td> <td>7 年</td> <td>平成 18 年(2006)</td> <td>堆肥除去用</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モニタリング方法】</p>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	シヨベルローダー WA-100	コマツ	10 年	平成 19 年(2007)	堆肥拡販用	シヨベルローダー WA-30	コマツ	7 年	平成 20 年(2008)	堆肥除去用	シヨベルローダー WA-30	コマツ	7 年	平成 18 年(2006)	堆肥除去用
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																	
シヨベルローダー WA-100	コマツ	10 年	平成 19 年(2007)	堆肥拡販用																	
シヨベルローダー WA-30	コマツ	7 年	平成 20 年(2008)	堆肥除去用																	
シヨベルローダー WA-30	コマツ	7 年	平成 18 年(2006)	堆肥除去用																	

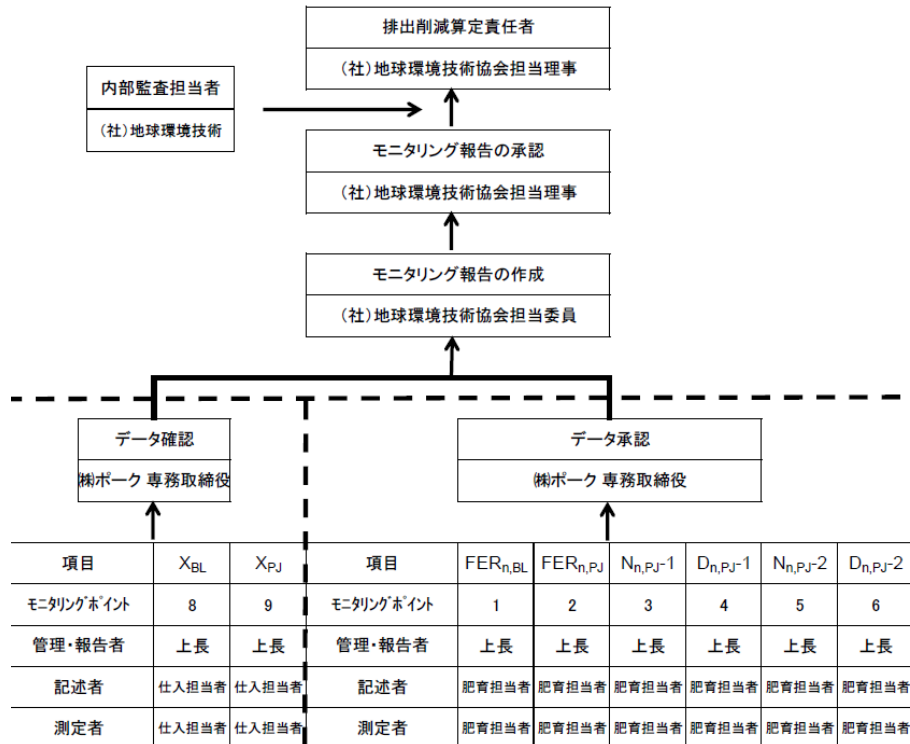
¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

- ・対象飼養頭数 3,000 頭…月次記録にて把握
- ・飼養期間…100 日間の飼養で、生産記録にて把握
- ・低タンパク配合飼料の CP 含有率を飼料会社からの飼料明細の保管管理
- ・給餌量…飼料の購入実績と在庫実績、月次棚卸にて把握
- ・排泄物中の窒素含有量は、日本国インベントリのデフォルト値 (34.2gN/頭/日) を適用

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

全て準拠する

【モニタリング体制】



【QA / QC 体制】

(1) 教育訓練

① J-VER制度に関する説明

プロジェクト代表事業者は、プロジェクト事業者に対して、下記事項に関する説明を初期段階で行なう

- ・J-VER制度の概要、J-VER制度約款の内容
- ・プロジェクト計画の内容
- ・モニタリングに関する体制と役割分担(モニタリング、算定、データチェック等)
- ・その他関係する事項(該当法令等)

②モニタリングに関する教育研修

プロジェクト代表事業者は、モニタリング担当者に対して、下記の教育研修を実施し知識を確保する

- ・モニタリング方法(頻度、方法等)
- ・モニタリング結果の記録と報告

(2) 情報の保管

	<p>プロジェクト代表事業者は、次の記録およびデータをプロジェクト期間中およびプロジェクト終了後もプロジェクト代表事業者責任者において、厳重に紛失、改ざんされないよう3年間保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの記録、算定記録 ・モニタリング報告書(検証報告書の対象となる原本を保管) ・その他の記録(各種分析記録、内部監査記録、教育研修記録) <p>(3) データの確認</p> <p>プロジェクト代表事業者は、次のデータ確認活動を行なう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査実施者は、各種モニタリング記録を年1回内部監査によって確認し、データの正確性を確認 ・データ管理者は、算定結果データを毎月記録する際に、経年データとの比較、算定結果データの正確性確認 <p>(4) 内部監査</p> <p>内部監査の実施者は、年1回次の観点から本プロジェクトが「プロジェクト計画」および本「モニタリングプラン」通りに実施されていることを確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト計画書に記載されている内容に大きな変更がないかの確認 ・モニタリングプランの、モニタリングポイント、モニタリング頻度、モニタリング体制に変更がないかの確認 ・モニタリングプランに記載される、各種モニタリング、算定、記録が行なわれていることの確認 ・モニタリングプランに記載されている教育がなされているかの確認 ・その他、プロジェクト計画書およびモニタリングプランに記載されている内容と照らし合わせ、大きな変更点がないことを確認 <p>内部監査において問題点が確認された場合は、プロジェクト管理責任者の責任において是正処置を実施する</p> <p>是正処置には、モニタリング体制における各役割の再教育、プロジェクト計画書、モニタリング状況に応じ実施する</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>
<p>モニタリング結果概要²</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

		(その他特筆すべき事項) 特になし					
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver.					
適用方法論	方法論番号	No. L001 ver3.0					
	方法論名称	低タンパク配合飼料利用による豚のふん尿処理からの N ₂ O 排出抑制					
モニタリング結果							
モニタリング期間		2008年 4月 9日～ 2012年 10月 31日					
＜方法論R001・R002・R003のみ＞ モニタリング対象面積							
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂	99	87	41	52	50	329
認証依頼削減・吸収量		329 t-CO ₂ ³					

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>一般社団法人 地球環境技術協会</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者 (プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要)			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上